

指定居宅介護支援事業所 運営規定

医療法人 青葉会

のざきクリニック居宅介護支援事業所

(事業の目的)

第 1 条 医療法人が開設するのざきクリニック居宅介護支援事業所（以下『事業所』という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下『事業』という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業員（以下『介護支援専門員等』という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 のざきクリニック居宅介護支援事業所

(2) 所在地 宮崎市宮崎駅東 3 丁目 9 番地 13 のざきクリニック 3 階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 主任介護支援専門員 1 名

管理者は事務所において常勤し、従業者の管理及び業務の管理と一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員 1 名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び
8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 受給資格等の確認及び要介護認定の申請にかかる援助

(2) 居宅サービス計画の作成

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回

(4) モニタリング結果記録 1カ月に1回

2 通常の事業の実施地域を超えて指定居宅介護支援に要した額は、その実費を徴収する。なお自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmにつき25円で算定した額とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事故発生時の対応)

第7条 事業所の介護支援専門員等は、利用者に指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる事とする。

2 当事業所はサービス提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情・ハラスメントへの対応と処置)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため担当職員を配置すると共に、市町村、国民健康保険団体連合会及び宮崎県福祉サービス運営適正化委員会からの調査依頼があった際には、その協力に応じると共に、指導及び助言をうけた場合には必要な改善を行い、市町村もしくは国民健康保険団体連合会及び宮崎県福祉サービス運営適正化委員会、利用者及び家族に説明するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、宮崎市とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 その他運営に関する重要事項及び留意事項は次の通りとする。

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。
- (2) 事業者は、従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- (3) 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該して居宅介護支援を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービス利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

2 本規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、青葉会と事業所の管理者との協議の基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を年に1回以上定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のために指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する年に1回以上定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者は管理者とする。
- (5) その他虐待防止の為に必要な措置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 13 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規定は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。